五三〇五	ココやし、アバカ（マニラ麻又はムサ・テクスティリス）、ラミーその他の植物性紡織用繊維（他の項に該当するものを除く。）並びに精紡したものトウ、ノイル及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）		
五三〇五・一一	ココやしのもの（コイヤ）		
五三〇五・一九	生のもの	無税	無税
	その他のもの	無税	無税
五三〇五・二一	アバカのもの	無税	無税
五三〇五・二九	生のもの	無税	無税
	その他のもの	無税	無税
五三〇五・九〇	その他のもの	無税	無税
五三〇八	その他の植物性紡織用繊維の糸及び紙糸		
五三〇八・一〇	コイヤヤーン	三％	無税
五三〇八・二〇	大麻糸	三％	二％
五三〇八・九〇	その他のもの		
	紙糸	三・七％	無税
	その他のもの	一二％	七・九％
五四〇八	再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸（第五四・〇五項の材料の織物を含む。）		
	その他のもの	二・五％	無税
五四〇八・一〇	強力糸（ビスコースレーヨンのものに限る。）の織物	一〇％	六・六％
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの	六％	四％
五四〇八・二二	漂白してないもの及び漂白したもの		
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたもの又は合成繊維を合わせたもの若しくは半合成繊維の長繊維若しくは再生繊維若しくはこれらのストリップその他これに類する物品の重量が全重量の八五％以上のものに限る。）		
	その他のもの	一二・五％	八・八％
	その他のもの		
	アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたもの又は合成繊維を合わせたもの若しくは半合成繊維の長繊維若しくは再生繊維若しくはこれらのストリップその他これに類する物品の重量が全重量の一〇％以上のものに限る。）を合わせたもの		
	絹の重量が全重量の五〇％を超えるもの	一〇％	七・一％
	その他のもの	六％	四・三％
五四〇八・二二	浸染したもの		
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたもの又は合成繊維を合わせたもの若しくは半合成繊維の長繊維若しくは再生繊維若しくはこれらのストリップその他これに類する物品の重量が全重量の一〇％以上のものに限る。）を合わせたもの		
	絹の重量が全重量の五〇％を超えるもの	一二・五％	八・二％
	その他のもの	一二・五％	八・二％

五四〇八・二三	その他のもの		
	アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたもの又は合成繊維を合わせたもの若しくは半合成繊維の長繊維若しくは再生繊維若しくはこれらのストリップその他これに類する物品の重量が全重量の一〇％以上のものに限る。）を合わせたもの		
	絹の重量が全重量の五〇％を超えるもの	一〇％	六・六％
	その他のもの	六％	四％
五四〇八・二四	漂白してないもの及び漂白したもの		
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたもの又は合成繊維を合わせたもの若しくは半合成繊維の長繊維若しくは再生繊維若しくはこれらのストリップその他これに類する物品の重量が全重量の一〇％以上のものに限る。）を合わせたもの		
	絹の重量が全重量の五〇％を超えるもの	一〇％	六・六％
	その他のもの	六％	四％
五四〇八・三一	漂白してないもの及び漂白したもの		
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたもの又は合成繊維を合わせたもの若しくは半合成繊維の長繊維若しくは再生繊維若しくはこれらのストリップその他これに類する物品の重量が全重量の一〇％以上のものに限る。）を合わせたもの		
	絹の重量が全重量の五〇％を超えるもの	一〇％	六・六％
	その他のもの	六％	四％
五四〇八・三二	浸染したもの		
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたもの又は合成繊維を合わせたもの若しくは半合成繊維の長繊維若しくは再生繊維若しくはこれらのストリップその他これに類する物品の重量が全重量の一〇％以上のものに限る。）を合わせたもの		
	絹の重量が全重量の五〇％を超えるもの	一二・五％	八・二％
	その他のもの	一二・五％	八・二％
五四〇八・二二	漂白してないもの及び漂白したもの		
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたもの又は合成繊維を合わせたもの若しくは半合成繊維の長繊維若しくは再生繊維若しくはこれらのストリップその他これに類する物品の重量が全重量の一〇％以上のものに限る。）を合わせたもの		
	絹の重量が全重量の五〇％を超えるもの	一〇％	七・一％
	その他のもの	六％	四・三％
五四〇八・二二	浸染したもの		
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたもの又は合成繊維を合わせたもの若しくは半合成繊維の長繊維若しくは再生繊維若しくはこれらのストリップその他これに類する物品の重量が全重量の一〇％以上のものに限る。）を合わせたもの		
	絹の重量が全重量の五〇％を超えるもの	一二・五％	八・二％
	その他のもの	一二・五％	八・二％